

## 第 52 回電気通信事業政策部会の開催について

第 52 回電気通信事業政策部会については、新型コロナウイルス感染症感染防止対策等のため、情報通信審議会議事規則（平成 13 年 1 月 17 日情報通信審議会決定第 1 号）第 11 条第 4 項において準用する第 2 条第 3 項の規定に基づき文書による審議として開催しましたので、同項後段の規定に基づき、以下のとおり、これを報告いたします。

## 1. 第 52 回電気通信事業政策部会

## (1) 文書による審議期間

令和 2 年 4 月 6 日（月）から同年 4 月 9 日（木）12 時まで

## (2) 議決日

令和 2 年 4 月 10 日（金）

## (3) 議事

<諮問案件>

## ① 「IP 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」について

【令和 2 年 4 月 6 日付け諮問第 1230 号】

## (4) 資料及び議事録

総務省ホームページ内、以下の審議会 HP にて御確認下さい。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/policyreports/joho\\_tsusin/denki\\_seisaku/02tsushin10\\_04000447.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/denki_seisaku/02tsushin10_04000447.html)

以上

(参考)

○情報通信審議会議事規則（平成13年1月17日情報通信審議会決定第1号）（抄）

（会議の招集）

第2条 （略）

2 （略）

3 会長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員に対し文書による審議を行うことを通知し、会議をすることができる。

なお、この会議を行った場合は、会長が招集する次の会議に報告しなければならない。

（部会）

第11条 審議会に、次の部会を置く。

一 （略）

二 電気通信事業政策部会

三 （略）

2・3 （略）

4 部会の議事の手続その他部会の運営については、第2条から第9条までの規定を準用する。

5～12 （略）